

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：11101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12979

研究課題名(和文)世代間対話を活用した「学社融合型」法教育プログラムの開発・試行・検証

研究課題名(英文)Review of the saiban-in trial from the viewpoint of citizens and saiban-in

研究代表者

宮崎 秀一(MIYAZAKI, SHUICHI)

弘前大学・教育学部・教授

研究者番号：60166147

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文):コミュニティ・コート(CC)は、中学生から社会人まで多様な市民が参加し地域社会において実施する模擬裁判を指す。CC実践は、学校の法教育実践と社会人向け法教育を一体化した「学社融合型」法教育プログラムを大学・学校現場が協働して構築する。CCの成果は、犯罪の背景にある社会的・地域的課題を当事者の視点から議論し、現行法の妥当性や法改正の検討を含む法活用能力を向上させた、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の一つのモデルと言え「主体的で対話的な深い学び」「多面的・多角的な考察」を可能とした、特にCC運営担当の大学生は法論理的思考力とともに議論の進行法など汎用的能力を高められた。

研究成果の概要(英文): 'Community Court' is a style of mock trial where various citizens from junior high school students to adults join as jurors. CC is planned to provide a model of law-related education program for both students and adults through the collaboration of university and secondary school teachers.

Our study met with 3 good results. First, the participants could grow their legal literacy to discuss a lot of community problems lying behind the crime from the concerned parties' viewpoint, and to consider the reasonableness of present statutes and even the amendment of law. Second, these practices could be a model of 'school curriculum open to the community' and that would give the students the ability of 'positive, dialogical and profound thinking' and 'observation from diverse point of view'. Third, especially college students in charge of coordinating the CC participants gained not only legal mind but general capacity to manage this sort of discussion successfully.

研究分野：新領域法学

キーワード：市民の法感覚 裁判員経験の共有 法教育

1. 研究開始当初の背景

裁判員制度発足前後から、中学社会科、高校公民科授業では同制度を学ぶようになったが、実態としては授業時数の制約から知識の習得にとどまる傾向が見られた。研究代表者は、そのような現場における補完的な役割を担うべく、2010年頃より、青森県内の中学高校で延べ約20回数模擬裁判員裁判を実施してきた。

他方、共同研究者3名は、青森県の裁判員裁判を1例目から継続して傍聴するとともに、裁判員経験者へのインタビューやシンポジウムの開催などを行ってきた。その過程で、模擬裁判・模擬評議の体験プログラムは学校教育の枠を超え中学生から中高年齢層まで幅広い世代が評議のテーブルに着く「コミュニティ・コート」(CC)として社会教育や生涯学習の観点から実施することが望ましいと考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、CCの実践を通じ学校教育と社会教育を融合した法教育プログラム構築の可能性を探ることを目的とする。中高生は授業で学んだ法や裁判制度の知識を活かし、社会人は、社会生活や人生経験に基づく市民感覚をもち世代間で交流・対話することによって新たな視点を獲得し、法リテラシーの向上を目指した。

なおCCの構成に当たっては、地域で身近に起こり得る事案を想定してシナリオ化し評議の対象とすることで、法の運用・施行に対する当事者意識を醸成することを意識した。

3. 研究の方法

(1)CCの実施場所

CCは2017年末までに4回実施した。開催場所は、青森県内で裁判員裁判の傍聴が比較的難しい地域として黒石市、弘前市、北津軽郡中泊町、むつ市を選定した。

(2)CCの実施方法

CCでは最初に刑事裁判や裁判員制度の説明を行い、参加者が刑事裁判の原則等に共通理解を持った上で模擬裁判・評議に臨んでもらった後に、模擬裁判の公判部分を上演する。主要キャストである裁判長、被告人、証人役などは大学生が担当するが、裁判員役は各地域の中学生、高校生、社会人に演じてもらう。検察官と弁護士は各2名とし、大学生と中学生または高校生がペアとなる。中高生は授業で学んだ刑事裁判プロセスを疑似体験し、社会人も含めた全参加者も「傍聴人」ととどまることなく、当該裁判の「当事者」の視点から評議に参加してもらう。

裁判結審後の模擬評議では、中学生、高校生、社会人の割合がほぼ同じになるようグループ編成する。大学生は評議コーディネーター役、メモ役、および参加者への個別サポート役などを分担する。使用したシナリオは、量刑判断が中心となっているため、評議に入る前に量刑判断の方法を解説し、併せて裁判員裁判における強盗致傷罪の量刑傾向、青森県内で強盗致傷罪が争われた事例を資料として示した。

(3)模擬評議の実施

模擬評議は、最初に起訴状記載の事実が証拠により合理的な疑いをいれない程度に証明できているかを確認し有罪の認定をした上で、量刑判断へと進む。量刑判断では、検察官と弁護士が、<被告人が今回の犯行をするまでのプロセス><被告人の行為の悪質性><被告人が引き起こした結果の重大性><被告人が再び犯罪をする可能性>の4項目について、「検察官主張の通りと言える」「どちらとも言えない」「検察官主張の通りとも言えない」のいずれと感じたかを記入してもらう。その、実刑にするか執行猶予にするか、懲役の年数、執行猶予を付す場合には執行猶予の年数について、コーディネーターを中心に議論を重ねる。

評議終了後、各グループの結論とそこに至るプロセス、主な意見を代表者が紹介し、最後に参加した感想を述べてもらい終了となる。

4. 研究成果

(1)CC 参加者アンケート結果から

CC 終了後、アンケート調査を行った。アンケート中、<裁判員に必要な適性・能力>に関する項目、<裁判員制度への評価>に関する項目の2点については以下のとおりとなった。

裁判員に必要な適性・能力

以下のような選択肢を準備した。

- | | |
|---|---|
| 1 | 刑法など犯罪に関する法令や刑事裁判の進め方に関する知識が不可欠であり、市民の良識や法感覚、人生経験だけでは務まらない。 |
| 2 | 刑法など犯罪に関する法令や刑事裁判の進め方に関する知識よりも市民の良識や法感覚、人生経験が不可欠である。 |
| 3 | 刑法など犯罪に関する法令や刑事裁判の進め方に関する知識と、市民の良識や法感覚、人生経験の両方が不可欠である。 |
| 4 | 刑法など犯罪に関する法令や刑事裁判の進め方に関する知識や市民の良識や法感覚、人生経験が特別なくとも、裁判員は務まる。 |

集計結果は以下の通りであった(カッコ内は会場ごとのパーセンテージを示している)。

	黒石	弘前	中泊	むつ	全体
1	0 (0)	1 (4.2)	1 (4.8)	2 (10.5)	4 (4.6)
2	9 (39.1)	6 (25.0)	6 (28.6)	8 (42.1)	29 (33.3)
3	13 (56.5)	14 (58.3)	9 (42.9)	7 (36.8)	43 (49.4)
4	1 (4.3)	3 (12.5)	5 (23.8)	2 (10.5)	11 (12.6)

約半数が、市民の良識や法感覚、人生経験

と犯罪に関する法令と刑事裁判の進め方に関する知識の両方が必要と答えた。他方、知識よりも市民の良識や法感覚、人生経験の方が必要不可欠だと答えた割合が3割を超え、反対に知識の方が不可欠であると回答した割合は1割に満たなかった。模擬裁判・模擬評議を経験した結果として、経験の重要性を理解することに繋がったのではないかと推察される。

裁判員制度への評価

裁判員制度に関して、司法への市民参加をどのように評価するか。

- | | |
|---|---|
| 1 | 裁判官だけでは、市民の法感覚が反映されないため、裁判に一般市民が加わることは必要であり望ましい。 |
| 2 | 裁判は法の専門家である裁判官によって行われるべきであり、素人の一般市民が参加することによって結論がゆがむことが心配である。 |

アンケート集計結果は以下の通りである。

	黒石	弘前	中泊	むつ	全体
1	20 (90.9)	18 (81.8)	16 (84.2)	15 (88.2)	69 (86.3)
2	2 (9.1)	4 (18.2)	3 (15.8)	2 (11.8)	11 (13.8)

参加者の8割以上が、司法への市民参加を肯定的に捉えている。

(2)模擬評議の記録から

各CCにおいて共通する2つの特徴が見られた。1つは、事件の背後にある関連政策への関心である。例えば、当初のシナリオでは、会社の倒産により被告人が失業したことが犯行の原因となっているが、模擬評議においては、失業者対策やホームレス支援策などに関連する行政・施策の在り方に関して意見が交わされ、関係者への就労支援や福祉サービスに関する情報提供の妥当性などについて議論された。裁判の目的からの逸脱ではあるが、当該事件の審理を超えた関心は広い意味

では法教育の範疇に入るものとしてむしろプログラム化の対象になり得ると考える。

2つ目として、世代間における法感覚の相違である。今回のシナリオの最大の争点は、被告人を実刑とするか執行猶予を付すかにあるが、中高生は実刑、社会人は執行猶予付きの意見を展開する傾向が強かった。例えば、黒石 CC におけるあるグループの評議では、中高生の方が比較的長い懲役を選び、社会人3人は全員執行猶予付きの判決を選択していた。このグループの評議の際の意見交換でも、中学生が被告人は「40歳という年齢であるが、また犯行に及ぶ可能性が高いため、長く入れるべき」という意見を述べていたのに対して、社会人は「やり直すためには、社会とのつながりをもたない期間が短いほうが被告人にとってよから量刑は短いほうが良い」という意見が述べられた。結果的には、人生経験に勝る社会人の意見に中高生が納得し執行猶予付き有罪となる評議グループが多かったが、中高生はこれまで気づかなかった視点を獲得し自らの意見を見つめ直す機会を得たものとして CC の特徴が現れたものと考えられる。

(3) CC による法教育プログラム構築への展望

CC 実践による成果としては、以下の3点があげられ、今後法教育プログラムとして具体化していく際の基本としたいと考える。

犯罪の背景にある社会的・地域的課題を当事者の視点から議論し、現行法の妥当性や法改正の検討をも含む法活用能力を向上させた。法教育の題材を自身の生活に密着したものとすることで、参加者の強い関心と呼び、評議を活性化させることが分かった。また、評議自体は事実認定および量刑の判断であるとして、それとは別次元であることを踏まえつつ、被告人の更生のあり方や事案に関連する政策・行政的対応の評

価や問題点の議論も取り込むことは有意義であろう。

CC の「学社連携」的な形態は、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の一つのモデルといえ、実践内容面についても「主体的で対話的な深い学び」「多面的・多角的な考察」の機会を提供するものである。その意味で学校の教育課程への位置づけ可能性については検討に値するのではないだろうか。

CC 運営担当の大学生は法論理的思考力とともに議論の進行法などの汎用的能力を高めることができた。多くの地域・自治体では、CC のような法教育実践を行いたくともノウハウやスタッフの点で実施困難であることが想像できる。今回の経験から、大学が地域で出前講座の形で開催することは、学生自身が法リテラシーを獲得すると同時に法教育コーディネーターとして成長する機会を得、次は他の地域で協力するという好循環を期待できると考える。

(4) CC の展望と課題

CC を授業等で活用することは、『新しい『学習指導要領』(平成29年3月告示)の理念とも合致し、学校における法教育を転換または補完する有効な手段となり得る。特に、高校で新設が予定されている「公共」においても、法教育の手法として模擬裁判の活用が例示されている。現実に CC を通常授業において実施することは困難かもしれないが、総合学習の時間などを利用したり地域の公民館などでの市民講座で実施する際に教員・生徒が参加したりするなどの形態が考えられる。

CC は、現在の試行時点においては刑事裁判の形態であるが、個々の事案に含まれる家族問題、消費者問題、労働問題、福祉・社会保障、税制、犯罪予防、更生保護など、現代社会の直面する様々な課題を、価値観や経験の異なる多様な世代間で考え、議論する機会

を提供することも可能である。今後、CC を刑事事件に限らず民事・行政・少年事件にも拡大するならば、より多くの地域社会の問題に関して多世代での意見交換、問題意識の共有が可能になり得る。とりわけ、近年様々な法分野における成年年齢の引き下げが論議されている。中高生およびそれ以降の10代後半の若い世代にとって、年長者の意見を踏まえながら疑似体験的に法的解決策を探るCCは、将来我が身に生じるであろう種々の問題に対応できる法リテラシー形成の場となりうると思う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

宮崎秀一、平野潔、飯考行、地域社会における模擬裁判員裁判～「コミュニティ・コート」の意義と課題、法と教育学会誌、査読有、8巻、2018(9ページ、掲載ページ未定)

飯考行、平成の司法改革を振り返る、法と民主主義、査読無、520巻、2017、pp.38-43

〔学会発表〕(計2件)

宮崎秀一、平野潔、飯考行、模擬裁判員裁判「コミュニティ・コート」に見る法リテラシー法と教育学会、2017

Takayuki Ii, Civic Activities to Share the Experience of Saiban-in, Asian Law and Society Association, 2017

〔図書〕(計2件)

平野潔 他、弘前大学地域創生センター、青森県を中心とした司法関連制度の現状 被害者支援・司法制度・裁判員制度、2018、151

緒方桂子 他、日本評論社、日本の法、2017、256(飯考行、第3章、司法制度、212 - 230)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮崎 秀一 (MIYAZAKI, Shuichi)

弘前大学・教育学部・教授

研究者番号：60166147

(2) 研究分担者

平野 潔 (HIRANO, Kiyoshi)

弘前大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：70400124

飯 考行 (Ii, Takayuki)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：40367016

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()